

中小企業融資制度のご案内

融資制度とは

中小企業の皆様の資金調達を支援するために、政府系金融機関や、県制度・市制度の場合は長野県信用保証協会と市内各金融機関の協力を得て、低利の融資をあっせんする制度です。

上田市中小企業融資制度資金一覧表（抜粋）

例えばこんなときご利用ください	資金名	限度額	利率(年)	貸付期間上限 ()内建物等	据置	信用保証料
中小企業者で資金を必要としている方	中小企業資金	設備 3,000万円 運転 3,000万円	2.0%	設備 7年(13年)以内 運転 7年以内	設備 6ヵ月以内 運転 6ヵ月以内	2.2%以内
次の全てに該当する方 (1) 常時使用する従業員数が20人以下であること (商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人以下) (2) 信用保証協会の保証残高が8,000万円を超えないこと	小規模企業事業資金	運転・設備資金 併せて1,250万円	1.8%	7年以内	6ヵ月以内	2.2%以内
次のいずれかに該当する方 (1) セーフティネット保証制度7号に該当することについて市長の認定を受けた特定中小企業者の方 (2) 最近3ヵ月間の売上高又は売上高経常利益率が過去3年いずれか同期に比べ、減少している方 (3) 最近6ヵ月間の売上高又は売上高経常利益率が前年同期に比べ、減少している方 (4) 直近決算期の売上高経常利益率が1期又は2期前に比べ、減少している方 (5) 経営安定のため自家発電装置を設置する方	経営健全化資金 (不況対策)	設備 2,000万円 運転 3,000万円	1.7%	設備9年以内 運転7年以内	設備 12ヵ月以内 運転 12ヵ月以内	市補助により 0.44%以内 セーフティネット認定者は市が全額補助
次のいずれかに該当する方 (1) セーフティネット保証制度2号から6号及び8号のいずれかに該当することについて市長の認定を受けた特定中小企業者の方 (2) 最近3ヵ月間の売上高又は売上高経常利益率が前年同期に比べて5%以上減少している方 (3) 市長が認める風水害等の自然災害及びその他災害の影響により、事業活動に著しい影響を受けている方	経営支援資金 (不況対策) (災害対策)	設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.5% うち本人負担0.75% 利子補給0.75% 利子補給期間36ヵ月 ※利子補給は条件がございます。			
次の全てに該当する方 (1) 開業前又は開業後1年未満で市内に居住している方 (2) 商工会議所の経営指導員の経営指導を受けて創業計画書(開業後1年未満の者にあっては収支計画書)を作成した方	新規開業資金	〔開業後1年未満の方〕 運転・設備資金 併せて3,000万円 運転資金は1,500万円 〔開業前の方〕 運転・設備資金 併せて2,500万円 運転資金は1,500万円 ※借入が2,000万円を超えた額については同額の自己資金が必要 〔開業前の方で、産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業者〕 運転・設備資金 併せて3,000万円 運転資金は1,500万円	1.5% うち本人負担1.0% 利子補給0.5% 利子補給期間36ヵ月	設備7年以内 運転5年以内	設備 12ヵ月以内 運転 6ヵ月以内	市補助により 0.44%以内 創業関連保証・創業等関連保証の利用者は全額市が補助
次のいずれかに該当する方 (1) 新しい技術、製品、サービス等の研究開発又は事業展開を行うとする方、ISOを取得する方 (2) 新しい技術等の導入により業務の効率化若しくは省力化又は製品の品質向上を図る方 (3) 事業転換又は新分野への進出により経営の多角化を図る方	経営革新支援資金	設備 5,000万円 運転 2,000万円	1.5% うち本人負担1.0% 利子補給0.5% 利子補給期間36ヵ月	設備 9年(12年)以内 運転 5年以内	設備 12ヵ月以内 運転 6ヵ月以内	市補助により 0.44%以内
保証協会の省エネルギー・節電支援保証を利用し、次のいずれかに該当する方 (1) 省エネルギー型照明設備を導入する方 (2) 省エネルギー生産設備等を設置する方 (3) 非化石エネルギーを導入する方 (太陽光発電設備等) (4) 低公害車を導入する方	環境保全資金	運転・設備資金 併せて3,000万円	1.5% うち本人負担1.0% 利子補給0.5% ISO14001又はエコアクション21取得事業者の場合は 本人負担0.75% 利子補給0.75% 利子補給期間36ヵ月	設備 10年以内 運転 5年以内	設備 12ヵ月以内 運転 12ヵ月以内	市補助により 0.44%以内 セーフティネット保証制度が利用できる方は、全額市が補助

【保証人】原則不要。ただし、法人は代表者。その他状況により保証人が必要になる場合があります。【担保】必要に応じて徴する

長野県中小企業融資制度資金一覧表（抜粋）

例えばこんなときご利用ください	資金名	限度額	利率(年)	貸付期間上限 ()内建物等	据置	信用保証料
経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	中小企業振興資金 一般枠	設備 1億円 運転 5,000万円	2.1% 1年以内 1.8%	設備 7年(15年)以内 運転 5年以内	設備 12ヵ月以内 運転 6ヵ月以内	2.2%以内
(1)セーフティネット保証5、7号 (2)売上・収益が減少し、経営安定のために資金が必要	経健全化支援資金 経営安定対策	設備 6,000万円 運転 8,000万円	1.9%	設備10年以内 運転7年以内	設備 12ヵ月以内 運転 12ヵ月以内	県・市町村補助により 0.44%以内
(1)セーフティネット保証1~4号、6号、8号 (2)売上・収益が著しく減少し、経営安定のために資金が必要 (3)為替相場等の影響を受け、売上高等が減少している方	経健全化支援資金 特別経営安定対策	設備 6,000万円 運転 8,000万円	1.6%	設備10年以内 運転7年以内	設備 12ヵ月以内 運転 12ヵ月以内	セーフティネット保証を利用する場合、負担なし。
(1)現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2)創業した日から5年未満である方 (3)分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	創業支援向け	設備 3,500万円 運転 2,000万円 (自己資金不要で利用可能な金額2,000万円 新規開業予定者は、設備・運転合計で自己資金の範囲内で1,500万円合計3,500万円が限度)	1.1%	設備 10年以内 運転5年以内	設備 12ヵ月以内 運転 12ヵ月以内	県・市町村補助により 0.44%以内 創業関連保証・創業等関連保証の利用者は負担なし
成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者: 従業員数が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業	小規模企業向け	設備・運転資金 併せて2,000万円	1.9%	5年以内	6ヵ月以内	0.44%以内
(1)新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行うとする方 (2)事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方 (3)AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行うとする方又はそれらの設備を導入し生産性向上を図ろうとする方 (4)既存事業を譲り受けようとする方又は事業を譲り受けてから5年未満で当該事業により事業拡大を行うとする方	事業展開向け	設備 1.5億円 運転 3,000万円	1.7% (3)の場合1.4% (4)の場合1.1%	設備 10年(15年)以内 運転 7年以内	設備 12ヶ月以内 運転 12ヵ月以内	
(1)商店街の空き店舗に出店しようとする方又は出店後1年以内の方 (2)県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3)観光施設の整備により、観光地の活性化を図ろうとする方 (4)障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行うとする方	地域活性化向け	設備 1.5億円 運転 3,000万円	1.7%	設備 10年(15年)以内 運転5年以内	設備 12ヵ月以内 運転 12ヵ月以内	県・市町村補助により 0.44%以内 経営革新関連保障、経営力向上関連保障などの利用者は、負担なし。
(1)環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 (2)上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)	次世代産業向け	設備 1億円 運転 3,000万円 設備 1.5億円 運転 5,000万円	1.4%	設備 10年(15年)以内 運転7年以内 設備 15年(18年)以内 運転 12年以内	設備 2年以内 運転 12ヵ月以内 設備 5年以内 運転 5年以内	

●この他、政府系金融機関(株)日本政策金融公庫の制度融資もあっせんしております。

●ご利用いただける方

以下の①から⑦のすべてに該当する方がご利用いただけます。

- ①中小企業信用保険法に該当する中小企業者等
- ②市内に住所を有する法人又は個人事業主
- ③上田商工会議所管轄内に店舗・工場・事務所などの事業所を有すること。
- ④国県市税を完納していること。
- ⑤同一事業の営業実績を1年以上有すること。(新規開業資金の場合を除く。)
- ⑥国や長野県信用保証協会の定める対象業種を営んでいること。
- ⑦その他国・県・市が定めること。

※営業と家計が分離していないと認められる方、信用保証協会の代位弁済による債務の履行が終わっていない方、及び金融機関との取引停止中の方は対象になりません。

※法令に違反し、または著しく公序良俗に反する行為があったと認められる場合(税金滞納者・暴力団関係者等)には 融資のあっせんはできません。

中小企業者の範囲 (資本金または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。)		
業 種	資本金の額 又は出資の総額	従業員数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
そ の 他 産 業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)、医業、歯科医業は対象外です。

●借り入れに際して

1. 経営者の心構え

- 経営者は常に事業の実態を把握しておく。
- 各諸帳簿を整理しておき、自分の経営する事業財務内容を具体的に説明できるように整理しておく。
- 平素から金融機関との密接なつながりを持ち、信用を高めておく。
- 無理のない借入計画をたてる。
- 必要以上の借り入れは、ますます経営を圧迫する。
- 借入金は期日には必ず返済する。

2. 相談時に持参いただく物

- ①前々期の決算書・確定申告書を各1部
- ②前期の決算書・確定申告書を各1部
- ③試算表を1部(決算後6か月を経過している場合)
- ④見積書を1部(設備資金の場合)
- ⑤カタログまたは平面図を1部(設備資金の場合)
- ⑥既存の借入金の明細書(返済予定表)
- ⑦上田市、長野県中小企業融資制度をご利用される方は、主要取引金融機関に事前に相談を済ませてからお越しください。(期日に余裕をもってご相談ください。)

●定例相談日程表

相談内容	開催日	開催時間	担当者	開催場所
(株)日本政策金融公庫 (国民生活事業)	毎月20日 ◎即日審査もできます	10:00~15:00	(株)日本政策金融公庫 相談員	上田商工会議所
なんでも無料相談日	平成30年11月30日(金) ※予定	10:00~16:00	弁護士・税理士 他の専門家	
ワンストップ 無料相談日	平成30年6月5日(火) 平成30年9月5日(水) 平成31年2月5日(火)	13:30~16:30	税理士・中小企業診断士 他の専門家	

※日程が変更となる場合があります。※相談日が日・祝祭日に当たるときは、翌営業日になります。
※相談日が土曜日にあたるときは、翌週月曜日になります。※駐車場は商工会議所駐車場をご利用ください。

上田商工会議所・中小企業相談所

TEL 22-4500 FAX 25-5577

E-mail : info@ucci.or.jp URL:http://www.ucci.or.jp 〒386-8522 上田市大手1-10-22

塩田支所/TEL38-3610 川西支所/TEL75-5541

ご相談
ください